

第43期 中間株主通信 (平成30年6月1日から平成30年11月30日まで)

株主の皆様へ

過去最高配当を予定

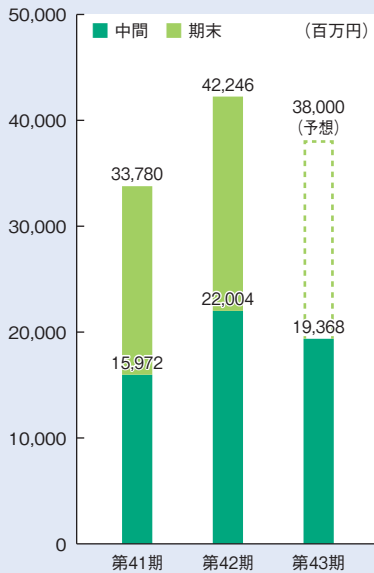
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 ミタチ産業グループは、堅調な成長を続けている自動車関連分野の牽引もあり、前年同期の業績には届かないものの利益予想を上方修正いたしました。
 今後も自動車関連分野は自動運転などによる電子部品需要の高まりが期待され、中期経営計画を実現していくための営業基盤の強化、成長分野への投資など事業の拡大を図り、お客様から魅力を感じていただけるサービスを絶えず探求してまいりますとともに、経営基盤の強化を図り、信頼いただけるようなコーポレート・ガバナンス体制を維持してまいります。
 なお、当期の中間配当につきましては、1株当たり15円の配当を実施することを決定いたしました。また、期末配当につきましては、1株当たり15円の配当を予定しており、当期の配当におきましては、過去最高となる1株当たり30円の配当を予定しております。
 ミタチ産業グループ丸となって、「お客様の困っていることを解決しよう」という熱意をもって、お客様の満足を追及し、当社グループのさらなる伸展に向けて、絶え間ない変革を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



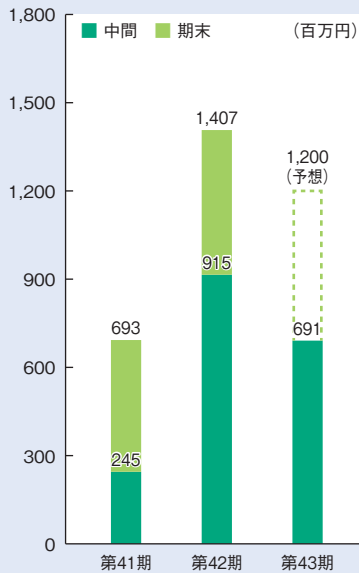
代表取締役社長 橋 和博

業績ハイライト

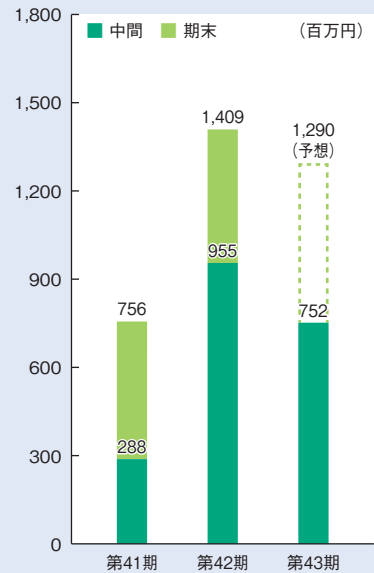
売上高



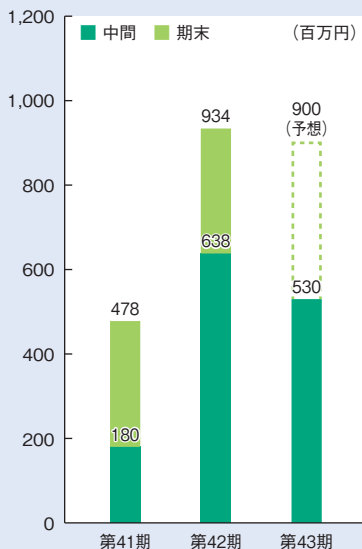
営業利益



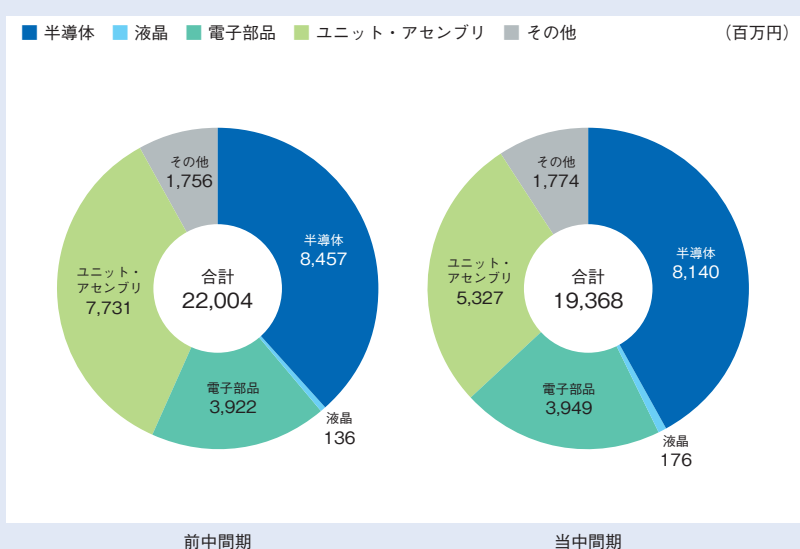
経常利益



親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益



品目別売上高



会社概要

●会社の状況（平成30年11月30日現在）

会社名 ミタチ産業株式会社
本社所在地 名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号
設立年月日 昭和51年7月2日
資本金 8億1,810万円
従業員数 453名（連結）
126名（単体）

取締役及び監査役（平成30年11月30日現在）

代表取締役社長 橋 和 博
常務取締役 奥 村 浩 文
常務取締役 川 原 康 夫
社外取締役 中 浜 明 光
常勤監査役 大 島 卓 也
社外監査役 伊 藤 嘉 量
社外監査役 松 岡 正 明

●株式の状況（平成30年11月30日現在）

発行可能株式総数 16,000,000株
発行済株式の総数 7,906,000株
株主数 3,870名
大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 J U	1,844,800	23.34
橋 和 博	223,400	2.83
株式会社三菱UFJ銀行	200,000	2.53
井 上 銀 二	150,000	1.90
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	139,300	1.76
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	136,600	1.73
井 上 佐 恵 子	120,000	1.52
野 中 光 夫	110,000	1.39
株 式 会 社 光 波	102,000	1.29
ミタチ産業従業員持株会	101,059	1.28

(注) 持株比率は自己株式（534株）を控除して計算しております。

株主メモ

事業年度 毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会 毎年8月
基準日 定時株主総会の基準日 毎年5月31日
期末配当の基準日 毎年5月31日
なお、中間配当を実施するときの基準日は11月30日です。
その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
（電話照会先） 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。
単元株式数 100株
証券コード 3321
上場金融商品取引所 東京証券取引所市場第一部、
名古屋証券取引所市場第一部
公告方法 電子公告を当社ホームページにて行います。
やむを得ない事由による場合は日本経済新聞に掲載し、公告いたします。
公告掲載アドレス
(<http://www.mitachi.co.jp/ir/ir-official.htm>)

- ・住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・「配当金計算書」について
配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付書類としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付書類につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。
*確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。